

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 7月号

(通巻第123号)

関西労働者安全センター 1984.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



● 学習のページ これなにときどうする	1
職場安全活動の手引き	
● 健保改悪反対闘争情報	4
● 職場つうしん	6
● 健診を考える	7
☆全金オーシマ支部	
● 前線から(ニュース)	9
● '84 フィールド合宿のお知らせ	17
● うちの組合	18

☆大阪市職港湾局支部

6月の新聞記事から / 16 夏期カンパのおねがい / 20

■ 表紙写真 / 7.1健保改悪阻止関西集会

こんなとどくする

—職場安全活動の手引き—

①

労災で治療をうけるとき

たとえば、鉄工所労働者のAさんが仕事中に安全通路を通らないで近道をしようとして床の油ですべって転倒し、足をねんざするという事故が起つたとしましょう。労働組合として会社に要求すべき点はいくらかあるでしょうが、最低これだけはという点について述べてみます。

A君はそれに違反しているので、労災にはしない。」と言つてきました。結論から言つて、これは十分に労災になります。

労災保険法十二条の一の二は以下のようになっています。つまり、わざとケガをした場合には労災の適用はありませんが、故意の犯罪行為や

重大な過失によってケガをした時でも三〇%を限度に補償の減額があつても労災は認められるわけです。

故意の犯罪行為によるケガとは、たとえば、業務中飲酒運転で電柱に激突、大ケガというようなケースで、また、重大過失の例としては、居眠り運転による事故などが挙げられる。したがつて、よほどひどいと思う

ような場合を除けば重過失にも該当せず、通常の労災の適用があるわけです。Aさんの場合は、単に所定の通路を通らなかつたという程度では、会社が禁止していても、柵でもしてさらに立入禁止の標識でも立てなければ「重大過失」とも言えないのです。

第二十二条の二の二 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

(2) 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾患若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

不注意でも労災になるか

会社の指定病院へ行かなければならぬ

手続がどうなっているか

会社は一応さんの主張を認めましたが、今度は会社指定の××病院へ行くように言ふ、そうしなければ証明できないと言つてきました。しかし、××病院は同僚の間で会社と通じているというわざもあって、他の医者に行きたいのです。

これも結論から言えば、法的根拠はありません。

会社指定といふのは法的に意味がない、むしろ労働者は労働安全衛生法六六条を根拠に医師選択の自由が認められており、自由に行きたい医療機関に行けるのです。

また、「そうしなければ証明できない」という主張に対しては、労災保険法施行規則二三条をたてに反論すれば会社も感じざるを得ないと思います。つまり、会社は労災の手続をとつてほしいと希望する労働者の

要求を拒否できず、助力する義務が明記されているのです。仮にそれでも会社が拒めば、労基署に申立てるよう指導させることほんと十分に可能です。

労災指定と

非指定病院

会社は一応あきらめて、組合の方で勝手にやるように言つてきました。必要な証明だけするというのです。

さんは以前から○○病院が親切で労働者の声をよく聞いてくれると聞いていたので、是非とも○○病院へ行きたいと希望しました。

(事業主の助力等)

第二十三条 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行ふことが必要なうに助力しなければならない。

2 事業主は、保険給付を受けるべき者が、保険給付を受けるために必要な証明書類をうなづかせ、すみやかに証明書類を受け取らねばならない。

が、さんが調べてみるとそこは労災指定病院でないというのです。こんな場合にはどうすればいいのでしょうか。

労災指定病院というのは、大阪で結んでいる病院で、この場合は、「様式第五号」という用紙を労基署でもらつてきて、事故の発生状況と被災者の身分の証明を会社にしてもらい、それをかかる病院に直接持参すれば、健保における保険証のような役割を果し、窓口では一切お金をとられることなく治療が受けられます。(但、後日、労基署が労災でないと決定すればその時点で健保に切り換えねばなりませんが)

一方、非指定の場合には一応窓口治療の実費が必要となっています。

勞傷者死傷病報告は」

いは、その明細書を「様式第七号」

ところの用紙に病院で証明してもらい、それなりに、会社からの先の「疎忽」と回数の証明を記載してもらひた上で、所轄の労基署（会社の住所で決つてあります）に提出します。そして、労災と認定されれば全額払ふもきしを受ける仕組みになつていまお。

Aさんは結局信頼する○○病院へかかることにしましたが、ここでも、一足首ねんざ、一週間の休業を要すとの診断を受けました。そして、会社の方にBさんを通じて診断書を渡してもらい、療養生活に入ったわけです。

これだけ見れば少なくともお金の面で指定病院の方が有利ですが、少し工夫すれば非指定でも十分カバーできます。つまり、非指定の窓口で事務とよく相談して、お金を後払いにしてもらいうことはかなり可能ですが、したがって、やはり自分が信頼する病院を選ぶ方がその後のことを考えるといいと思います。

「一、三日休むのはわかるが、そんなに長いこと休むのか」と難色を示しました。Bさんはケチなことを言う会社だと悪いましたが、実は、休業三日と四日以上では会社にどうぞいい分と違うことを知らねばなりません。

労災保険で休業補償が支給されるのは休業四日目からとなっていきます。つまり、四日以上休業の労災事故は届けを根拠に労基署の事故調査が入る可能性が、三日以内休業の場合よりもはるかに大であり、労災保険の休業災害統計も四日以上になつております。会社の保険料率にも影響するわけです。会社が休業日数にこだわるのは労務管理上の問題はもちろんあります。ですが、行政上このようなことが大いに関係していることを知るべきです。

労働安全衛生規則九七条は、労災で労働者が四日以上休業した場合はすぐに労基署への届け（死傷病報告）を出す義務があり、三日以内では後日提出でよいとなっています。また、

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内苦しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を新潟労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の場合において、休業の日数が四日を満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第三十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末までに、新潟労働基準監督署長に提出しなければならない。

りチェックしなければなりません。会社と記載内容について交渉し、ケ

これは、事故の情況と原因を記載するわけですが、「本人の不注意」ばかり強調したものが多く、この点は非組合でも原因調査を独自に行い、なにになった場合は、この報告書は

ジメをけることも大切です。あとで問題がこじれてきて、労基署に職場改善の勧告を求めたり、また裁判次回は労災休業に伴う諸問題について

【健保法改悪反対闘争情報】

差別医療許さぬ医院との戦いの強化を!

この間、政府・自民党が今国会の正案において「[1]賃金担」を六一年春期中（八月八日まつ）に健保法改悪案をなにがなんでも成立させようとするにあくまで公金修正案を乱発してきている。これら修正案提示における自民党の態度たるや医師会あるいは野党の類色うかがいのみで、明らかに現在の自民党には法改「正」に向かた政治手腕しか頭にならざることを示している。

政府・自民党は、一次、二次の修

正案において「[1]賃金担」を六一年度以降にするとか、六一年以降も国會の議決承認を受ける日まで一部で一部で修正案を組んだ? それも何一つ審議されていない段階だ。これはまさしく本末転倒としか言ひようがない。

政府・自民党の勝手な解釈に基づく「医療費適正化対策」たる「不正請求や過剰な診療・検査のチェック」などと法案成立に向けた世論形成に一生懸命になり、どうにかして国民をだまそうとしている。しかし、それをだまそうとしている。しかし、それがムームーズな国会運営をねらって与野党折衝を続いている。そんな論議の中ではなにか復が立つといつて、われわれ国民の立場が全く無視され

る。ある自民党議員いわく、「[1]の法改正が通らなければ、今年度予算に四千二百億円の穴があく」そんな予算を組んだ? それも何一つ審議されていない段階だ。これはまさしく本末転倒としか言ひようがない。

政府・自民党の勝手な解釈に基づく「医療費適正化対策」たる「不正請求や過剰な診療・検査のチェック」などと法案成立に向けた世論形成に一生懸命になり、どうにかして国民をだまそうとしている。しかし、それがムームーズな国会運営をねらって与野党折衝を続いている。そんな論議の中ではなにか復が立つといつて、われわれ国民の立場が全く無視され

る。ある自民党議員いわく、「[1]の法改正が通らなければ、今年度予算に四千二百億円の穴があく」そんな予算を組んだ? それも何一つ審議されていない段階だ。これはまさしく本末転倒としか言ひようがない。

社会労働委員会の採決は断念した
ものの、次回社労委（十二日）、そ
して十三日衆院本会議での採決をね
らうとする。われわれの闘いはあく
までも法案そのものの廃案にあり、
院外でのさらなる大衆運動の高揚な
べくして廃案は不可能である。

1/1 関西集会に200名

竹村泰子氏も来阪

七月一日、労住医連など関西の医
療労系者が中心となり大阪部落解放
センターにおいて、「七・一健保改
悪法改悪阻止！ 医療の変革を考える
関西集会」が約二三百名の参加をもつ
て開かれた。

集会では、特別報告者として衆議
院議員竹村泰子氏を招き、現在の院
外における健保法改悪をめぐる動き
が報告され、同氏は社会労働委員で
もありこの間の情勢に詳しく述べ、院内
での闘いの困難さとともに、院外で
の大衆的反対運動の高揚の必要性

を説かれた。

その他報告者として、松浦良和氏
(松浦診療所) 中村大蔵氏 (阪神医
療生協)、浜本哲氏 (大阪府立病院)、
中田成慶氏 (阪南中央病院) の四氏
から、今回の健保法改悪や全般的な
医療情勢について、それぞれの立場
から政府・自民党の医療政策に対する
批判、あるいは「われわれの目標
す医療」についての報告がなされた。
また、七月五日には、大阪国民春
闘共闘会議の主催による「健保大改
悪阻止七・五総決起集会」が勧業公
園で開かれた。労働組合員を中心には
一万五千名の参加があり、集会のあ
と大阪駅前までデモが行われた。

その他にも、全港湾関西地本では
七月五日に健保改悪阻止に向けたス
トライキが打たれるなど、関西各地
でこの間いろいろなとりくみが行わ
れているが、情勢を考慮するならば
大阪国民春闘共闘会議主催
で「健保大改悪阻止七・五
総決起集会」開催
自民党、衆院社労委採決を
示す

7 / 4 建保改悪をめぐるこの間の動き
6 / 28 自民党、第一次修正案を提
示
7 / 1 大阪で労住医連など医療関
係者が改悪反対で集会、参
加者二〇〇人
7 / 3 自民党、第二次修正案を提
示
7 / 4 自民党、十四項目の付帯決
議事項案を提示
7 / 5 大阪府医師会、改悪に反対
し一世い休診
大阪国民春闘共闘会議主催
で「健保大改悪阻止七・五
総決起集会」開催
全港湾関西地本が改悪阻止
にむけてストライキ
自民党、衆院社労委採決を
示す

断念

職場トピック

・国保連労組・

レイ・オ・ボーリニアは灰色の虹

問題だらけの健保コンピュータ化

レインボーシステムという美しい名前の計画が準備されている。これは、今の健康保険の診療報酬支払い事務を、コンピュータを導入して大規模に合理化しようというものである。

全国国民健康保険団体連合会職員労働組合総連合(国保連労組)ではこれに対して反対運動を展開している。

現在の健康保険のシステムは、まづ医療機関が、毎月、診療報酬明細書(レセプト)を作つて各都道府県の国保連合会や社会保険診療報酬支払基金へ届ける。そして、そこでもちがつた請求がないかチェックしたり分類作業等を経て各医療機関へ診療報酬が支払われることになつてい

る。そして、こうした作業はいちいち手作業で行われているのである。つまり、膨大なレセプトの山を手でめくりながらチェックするという作業を延々とする労働者の存在がなく

クされるという形になり、事務量が大幅に減ることになる。そして、何よりもコンピュータ化することによって、いすれ厚生省は医療全般にわたりて全国的に統一的にしかも瞬時に把握することができるということになる。

このようにじくじく簡単に内容にさで、コンピュータ処理システムを導入すると、将来どうなるか。

医療機関はレセプトを作成するかわりに磁気テープやフロッピーの形でデータを送るか、やがてはオンラインで直接国保連や支払基金へ送られ、紙という媒体がなくなる分合理化される。国保連等では紙がなくなり、单一のシステムと呼んでいる。

つまり、システム導入により労働内容が大きく様変わりする上に、人員削減等の話が出かねないのである。実行されれば労働内容は、ブラウン管を見続けキーをたたくという形に変わり、しかも密度は飛躍的に濃いものになることが予測される。他のO

A職場の労働条件と異なり、労働が

それのみに限定されるであるうから、めている」といえよう。健康保険法の運動に大いに注目してゆく必要がある。今まで以上の健東破綻の可能性を秘改悪問題とともにこの国保連労組のる。

職場健康診査を実現せよ

(5)

—全金オーシマ支部

全金オーシマ支部は七九年一月に組合を結成し、六ヵ月におよぶストライキで賃上げをはじめ労働条件の向上をかちとり、経営者の交番などによる経営問題も組合員の団結の力

でのりきりてきた。健診については毎年向上に努め、今年は組合推薦の健診機関「南労会松浦診療所」で実施させることをかちとった。

執行委員の島川さんに聞きました。

前の健診がよほどズサンだったんだなあ」という気がします。

★今度はもう松浦診療所で健診を行なうことになったそうですが、組合員の交心はどうですか。

ます。しかし、診察でも今までだったら一分位だったのが、平均二〇分はみてくれるので安心しています。

現在、健診の真最中なんですが、今までの一回だけで終っていたのが

今年は二回、三回もかかるとなり、いろいろいろいろした気分も一面ではあり

やられており、同盟の人も文句をいわずに健診をうけています。自分の身体だから、ていねいに健診をやつてくれれば別に文句もいいようがな

今年は二回、三回もかかるとなり、二回健診の必要な者がでており、以

★組合推薦の医療機関で健診させる
ということは普通なかなか難しかるもの
なのですが、ここまでに至る経過

を簡単に話していただけますか

組合ができる以前は、法律
で決められているからやるというだ
けの健診で値段も一三〇〇円くらい
でした。当時は、賃金は安いし、ケ
ガは多いし、労基署や消防署のブ
ラックリストにのっていました。だ
から組合を結成するとすぐに安全衛
生委員会をつくらせ、工場内の危険
箇所の改善とか、健診を充実させて
きました。健診については、健診項
目を増やすことと費用を上げさせて
いくことを中心にとりくみましたが、
レンタゲンを間接から直接撮影にか
えさせました。これは、全金大阪地
本から間接撮影は被ばく量が多いと
いうことで直接撮影に切りかえるよ
う指導があったことも一つの理由で
はあります。

★先ほど徐々にしか進まずといわれ
ましたが、健診問題で一番苦労して
きたことは何ですか

主委員会で発言力が出てくるのだと
思っています。

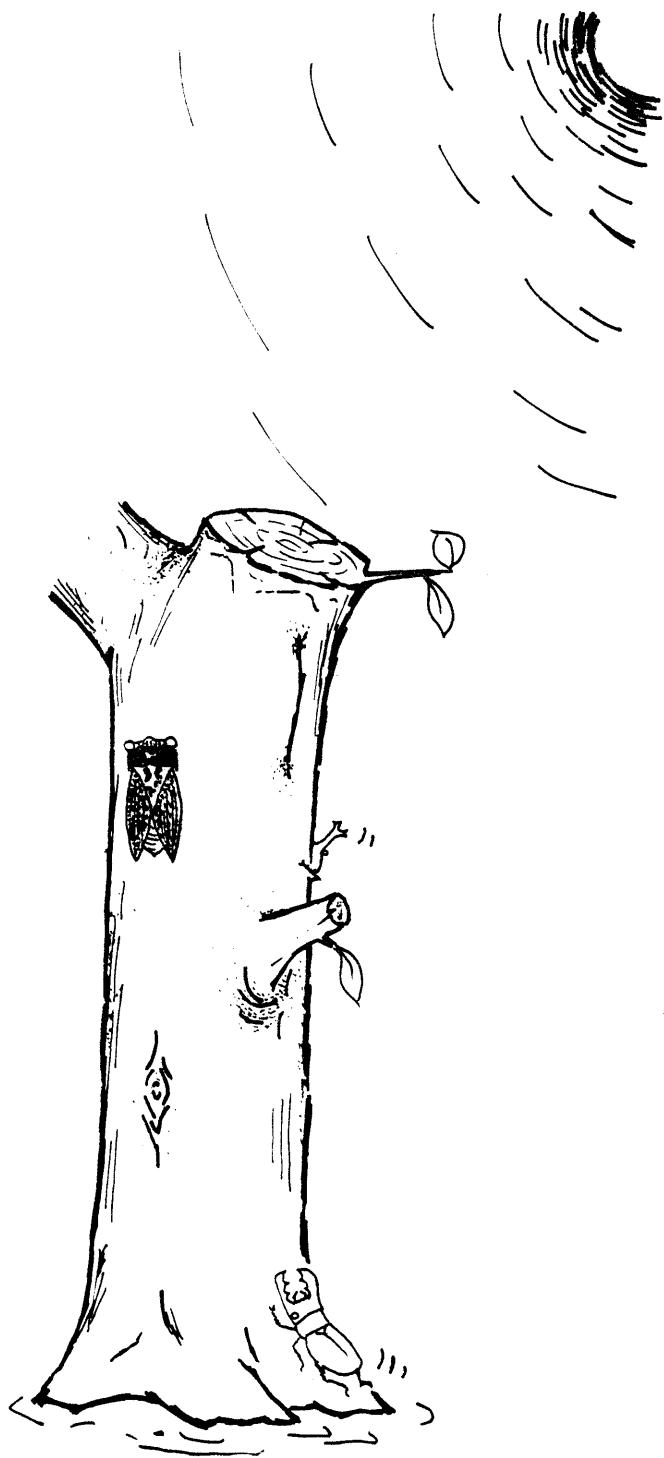
★大変教訓的なお話をしたいと思います。
ところで、組合結成時の闘いという
のをかいづまんで語りたいと思います
せんか

やはり会社が抵抗するのは費用の
問題です。以前は一人当たり一三〇〇
円程度であったものを昨年、レンタ
ゲンを間接から直接にかえたために、
三〇〇〇円となり、今年は、その倍
の六〇〇〇円です。会社が下向き加
減なのに健診費用は急成長を遂げて
きました。安全衛生委員会で組合よ
り提案して、もめたら団交にするこ
とにしているので、会社に対しても
なり圧力になり、他の問題でもかな
り改善させてけています。これらは、当初金より多数であった二組を少
しづつたままで、組合結成時の闘いがあつたからこそ、数派に転落させ、資本をおいつめ闘
争をもってきて第二組合(同盟)をデッ
チあげました。これに対して我々は
士の指導のもとに、社外から委員長
をもってきて第二組合(同盟)をデッ
チあげました。これに対して我々は
六ヵ月間の連続ストライキをうち、
力を関係も有利に改善をかちとつてこ
れらのだと想います。二組が文句を
いえないのも當時徹底的にたたきつ
ぶして少數派にさせてしまったから
なんです。安全衛生の問題といつて
も、組合のとりくむことですから単
独では存在しません。会社と組合
との力関係があつてはじめて安全衛

つけて権利をかちとつてきたために、られた組合員がガンで死亡しまして現在はその余力で動いていいるような感じで、ちょっとと反省もしなければならないと思つています。

★話をもひにちどりますが、健診問題について今後の課題といふのはどうなりたといふですか

昨年、結成当初からがんはつこんですが、ガン検診も含めた中高年



の人達の成人病対策も重要だらうと思います。それから、四人くらいギックリ腰で労災になりましたが、柏原工場ではかなり重たいものをもつていても残念です。今年、松浦診療所で健診をやることになつたのは、このことも一つのきっかけなんですが、ガン検診も含めた中高年

なると思います。

★どうもありがとうございます。

前線から

大阪總評が労基局に

申し入れ

放射線被曝規制緩和問題
を中心に交渉

大阪

(なんにも知らない専門官)

七月九日、
大坂總評は、
放射線被ばく
規制緩和問題
基準局に対し
会場へ入れを行った。これ
は、総評労職専からの方の申し
て申入れを行つた。これ
もあり、この日の交渉の大
部分がこれにさかれた。

森島労職専事務局長より
全般的説明がなされた後、
主張大坂也本山原氏より、

りこそでいる。
これに対し、渡辺労災警

理課長は「労災認定は様々
な要件によつて行わられる。」
と一般論を述べるだけ、ま
た、担当の専問官は、ほと
んどまったく勉強しておら
ず、質問にまともに答えら
れないといふ実態であつた。

要請により参加された小
出裕章氏（京大原子炉）は
「課長の言うことは、現場
のデータをすべて企業に握
られている労働者の立場を
全く無視したものだ」と述
べられた。また、電離放射
線譲書防止規則第一條の事
業者は、労働者が電離放射
線を受けること)ができるだ
け少なくするように努めな
どについて質問が行われた。

金井においては、この間、
ければならない。」といふ
被ばく労働協定の締結、大
規定と、今度行われよう
としている規制緩和とは相反
するものであるとの指摘が
なされた。

労動省交渉など精力的にと
りくそでいる。

中川保進氏（神戸大）から

今回の規制緩和は、国際

放射線防護委員会（ICRP
）の一九七七年勧告を國
内法令取り入れようとい
うものである。ICRPは、

これまで勧告を出すたびに
規制をゆるめてきており、
原子力産業の代弁者でしか
ない。これを許せば大改悪
となるため、何としても阻
止しなければならない。

終わりに、今後も継続し
て交渉していくことが確認
された。安全センターとし
ても、積極的にとりくんで
いきたいと考えている。

大阪市従が腰痛學習会

ゴミ収集の腰痛はどうしたらよいか

大阪

あふれる質問

六月二十五日、大阪市従本部は大阪國労会館で「腰痛

われた。

の治療と対策」と題して学習会を行った。本部安全衛生委員会の主催で、職場の衛生委員を中心いて、一六〇名以上が参加し、会場も満席となるほどであった。

最初に本部より、市の現業職に働く市従組合員に腰痛などの職業病が増えたり、行革などのためにますます厳しくなる中で、腰痛問題にとりくむことは、重要であるとのあいさつがあつた後、南労会松浦診療所々長の松浦氏より講演が行

症と労働との関係について様々な事例をもとに話をされた。一時間半ほどの講演の後、質問の時間が設けられたが、「監視業務は腰に悪いのか」「一度ギックリ腰を起こしたが、再発でいるのか」「ゴミ収集は仕事がきつく、腰痛が多いがどうしたらよいのか」など、十人近くの人が質問をおこない、終了時間間際まで質

問が続いた。

市従でこのような學習会を開催したのは初めてであ

ったが、多数の質問が出され、腰痛問題にかなり関心が高いことが示された。裏

を返せば、職場の中で深刻な問題となつてきていると云うことであり、今後の対策が急がれる。

かかってきている中で、解雇撤回闘争を勝利させるための意志をさらに固めるために開かれた。

西宮

職業病被災者への 兵福労が 「みせしめ解雇を撤回せよ！」

兵福労が

「岩永さん不当解雇撤回集会

六月二二日、西宮勤労会館で、「岩永さん不当解雇

撤回」の集会が開かれた。大阪高裁での控訴審も本人

腰痛被災者に対する弾圧の尋問が始まり、山場にさし

会場には、兵福労の組合員をはじめ、退職した元組合員、地域の障害者、支援の労働組合など、約五〇名が参加した。

集会では、兵福労の組合員、岩永さん本人より、砂

子療育園といふ社会福祉施設の中へ、収容されている障害児がいかに劣悪な環境におかれているか、その矛頭が働く労働者にしわよせされ、腰痛などの職業病がまことに延している実態が報告され、岩永さんの解雇問題も、社会福祉施設の矛盾を告発しようとした労働者に対する弾圧であることが明らかにされた。支援団体より力強いアピールが行われ、一番の不当判決をのりこえ、控訴審の大詰にむけさらには認し、集会を終えた。

六月二九日、大阪高裁で

第六回の法廷が開かれ、岩永さん本人に対する主尋問を行ない、次いで反対尋問が行われ、次回（九月七日十時半）も引き続き反対尋問が行われることになった。

一方、運動面においても

被告弁護人は非常に挑発的で尋問を行ない、岩永さん

が砂子療育園の中ではいかに「危険人物」であるかを

裁判所に印象づけようとし

ます。延して、「沙子療育園の中ではいかに

規を強めていかなくてはならない。

本年十一月開院を目指して、紀和病院の建設・準備は順調に進んでいる。工事

は本体がすでに完成し、内装の段階に入り、スヌッ

テ、地評は翌日の常任幹事

会において、同病院の建設

支援を正式に確認した。

また、六月三日には和歌

県安全センター、病院の四

者による役員選考委を決め

本格的な体制作りに入つた。

同病院の成否は我々安全センターコンサルタントでも、労災

医療戦線の今後十年における見通しにも決定的影响をもたらすものもあり、設立準備会の一翼を担い、積極的に支援していくべきだ。

和歌山 紀和病院

順調に進む準備活動 大阪総評も6/25に正式支援決定

着実に足場は固まりつつある。六月二〇日、大阪地評は、紀和病院建設の全面支援を決定。これを受け

て、地評は翌日の常任幹事会において、同病院の建設支援を正式に確認した。

また、六月三日には和歌山県民主化委員会の臨時会議が開催され、病院運営組織及び運動病新規建診

大阪中央

木四期労災講座開講

毎回50人の参加で――

好調なスター

六月二〇日、安全センタ
ー主催・第四期労災職業病
闘争講座を大阪労金本店（
森ノ宮）において開始した。

、田舎はほぼ昨年と同様で、
前期内運動編が六月二〇日
（七月二十五日まで、後期一
医療編が九月二六日～十月
三一日までの間で開講する
予定である。

尼崎

労災事故を理由に

相次いで解雇

仮想分勝利を基礎に
解雇撤回を勝利を

安全センター副議長である
金銅正夫氏（全林野大阪地
本）の開講のあいさつ、お
よび全港脳米穀運送分会の
自主製作記録映画の上映と
それに関する米運分会の闘
争接作業中に労災に被災し

いたの歴史について大阪支部
安全委員長の小泉恒一氏か
らの報告を受けた。

在りくまれつある課題
をとりあげたこと、あるいは
後期一医療編では、各回
にとりあげる疾患ごとに、
より多くの労働者に講座
への参加を呼びかけます。
この参加を呼びかけます。
氏は「報告書を書いてもミ
スはなくならない、職場で
ミスを出さないようにする」
という理由で拒否したため、
QC運動を推進していくこう
とする会社と対立し話し合
いが続けられた。

しかし、会社は山本氏の
正当な理由を一切認めず、
「作業ミス報告書を書くよ

り解雇される」といひを希望している

を求め団体交渉を開ひてらる。

た理由で解雇したのである。

徳氏は聽力障害があるも

の機械工として採用され、

組立工、溶接、塗装など、

様々な仕事を手がけていた。

しかし、今年四月、溶

接作業をしていたる最中、ブ

ースに指を裂傷し、会社は

この事故を「徳氏が指示を

無視したためかをした」

と事実に反するウソの発表

を行つた。そして、会社は

「治療費が高すぎるから

と過誤を認され、抗議した

が、会社は代理に入り解雇

通告を行つた。

現在二人は、阪神合同労

組に加入し、解雇撤回の闘

争がなされている。会社は

まだ解雇分で解雇無効の決

定がなされた。また、阪神

会社は組合員の解雇撤回

をきいていた。

初發連報第一回一七

くは因果関係あり」と診断

しているにもかかわらず、

このこれを否定する医学的

証明、意見を示すことはハ

否定・無視している」とも

あり、全く公正を欠く審査

と謂わざるを得ない。

津復用機械の腰痛再燃 再審査請求権利に向か 準備進む

今年三四月、地公災大阪府

支部審査係は、腰痛症の再

発申請を棄却された環津市

職・学校用務員牧野氏の再

審査請求の準備が遅延しつ

つて進められてくる。

再審査請求闘争には、新

たに大沢龍司弁護士、自治

労大阪府本部が加わり、本

組に加入し、解雇撤回の闘

争がなされている。会社は

まだ解雇分で解雇無効の決

定がなされた。また、阪神

会社は組合員の解雇撤回

の整形外科医の判断は必ず

れども「骨変化はきわめて軽

略的な反論書作りを行つて

數で、この程度の腰痛は起

るもの」と決めてかか

ればならない。またそれは

十分に可能と判断している。

これが「腰痛金判断の

かも、近来の主治医二名が

いるが、調査が進めば進む

の専門性」である。

これが「腰痛金判断の

かも、近来の主治医二名が

いるが、調査が進めば進む

の専門性」である。

これが「腰痛金判断の

かも、近来の主治医二名が

いるが、調査が進めば進む

の専門性」である。

大阪 中央

(待機時間中の足首骨折事故)

労基署のズサンな指導を糾弾

・東地域合同労組・

六月二十五日、総評東地域 合同労組、同大阪生花分会、ある。

安全センターの三者は、生 花分会の組合員であるMさ んの足首骨折事故につき、

中央労基署と交渉をもち、これまでの会社に対する誤った指導の責任を追及するとともに、早期に労災として認定するよう要求した。

生野

「オフコントローラーの頸肩腕

労災認定・作業軽減のとりくみへ…

全金ヤマト産業支部

大阪生花は葬儀用の装飾を準備する会社で、この春闘で組合が結成された。さんは、四月二十五日午前、仕事の待機時間中に所用で会社の堀をのりこえ、隣地に飛び降りた際、足首を骨

金ヤマト産業支部は、在庫管理等の事務をコンピュータ処理しているが、今年三月よりその作業がTさんの担当となつた。仕事は月のうちに二〇〇日以降十日

支部ではTさんの仕事を、二月以前の事務作業にもどし、労災申請へ向けてのとりくみを始めていくといふ

し、労災申請するよう会社に要求、会社も一応これを認め、労基署へ労働者死傷病報告を提出すると併せて、労災手続を行おうとした。ところが署は全く事実関係を調べることもなく、「これは労災にならない」と結論づけ、申請しないよう指揮するという暴挙を

その指導の適否について署としての正式見解を示すことで合意した。

六月の新聞記事がどう

- 六・一 バンガード爆発炎上一人重体、一人行方不明
 (種子島)
- 六・二 連における原蓄電池発事故で数千人が被
 ぱく死していたことが判明。
- 六・三 労災申請中の女性従業員に対する解雇を無
 故とする判決(東京地裁)。
- 六・四 名神高速で大型トラックなど六台が正面衝突、二人死亡、三人ケガ。
- 六・五 日本碍子知多工場(愛知)で米基準の二五
 倍の高濃度ベリルウムを排出していたこと
 が判明。
- 六・六 ブリヂストンの原縫に違法照射していた食
 品の社長らに有罪判決(名古屋地裁)
- 六・七 市道の道沿いの穴にバイクに乗った者は頭
 が突っ込み、転倒、ケガ(大坂)。
- 六・八 パトカーがゼンターラインを越え対向車に
 衝突、警笛一人死亡、八人重軽傷(名古屋市)。
- 六・九 住金和歌山工場作業中の労働者に九百キロの
 鉄製パイプが落下し重傷。
- 六・一〇 下水処理場でゴミ処理装置の修理中に従業
 員三人酸欠で重軽傷(川西市)
- 六・一一 動然の新型転換炉「ふげん」(福井)で二二
 二件の労災未報告が発覚。
- 六・一二 滝草割埋設現場の土壤検査(メイオ・キン
 レ) (愛媛大発表)
- 六・一三 九州電力玄海原発第二次公開ニアリング
 支持派六五〇〇人結集。
- 六・一四 「避妊薬の危険性」を内報告発した大薬
 品の研究員、懲戒処分。
- 六・一五 昨年十一月に死者一四人を出した静岡のつ
 ま葛二ガス爆発事故で副支配人の七人逮捕。
- 六・一六 神石湯でダイナマイト爆発、作業員二人死
 亡(兵庫)。

'84 フィールド合宿

南大阪・尼崎、和歌山古座川

高知、大分の四ヶ所で開催

毎年夏に行われてきた、小泉恒一氏の講演を受け、医学生を中心とする「労働コース」の説明と班分け。第
者住民医療運動に学ぶ全国統一フィールド合宿一が、六月九日の結成実行委員会を受けて各フィールドの準備に入っている。

関西においては、南大阪、尼崎、和歌山古座川のフィールドが行われることになつて、尼崎が行わることになっている。

南大阪・尼崎は、七月二三日、二六日の四日間の予定で行われる。第一日は、松浦診療所に集合。全港湾大坂支部、全港安全衛生委員長、

井計算センターチーム、最終日の第四日は、松浦良和医師の講演をうけ、総括会議の後、解散の予定。

和歌山古座川は八月一日、四日、古座川山労の協力を得て行われる。第一日、現地集合。第二日、山林労動見学、診療所見学、山労・患者会との討論会など。第三日山労との交流会。第四日まとめの討論、解散の予定である。

訪問労組、機関は、全金鉛支部、市従環境事業支部工場分会、全石油ゼネラル生協、全金矢賀製作所支部、戸大、関西医大などの学生此花労働者センター、全港湾塩回送分会、全金大阪亞

ト、東亜バルブ支部、阪神医療生協、全金矢賀製作所支部、戸大、関西医大などの学生此花労働者センター、全港が中心となつて頑張っている。

大分においては、大分医工場分会、全石油ゼネラル生協が受け入れ幾箇となり、石油労組、全港湾米運分会、市従港湾支部、全通西大阪行われる。

内容は、宇佐市における

全金田中機械支部、全金若井計算センターチーム。最終日の第四日は、松浦良和医師の講演をうけ、総括会議の後、解散の予定。

和歌山古座川は八月一日、四日、古座川山労の協力を得て行われる。第一日、現地集合。第二日、山林労動見学、診療所見学、山労・患者会との討論会など。第三日山労との交流会。第四日まとめの討論、解散の予定である。

高知では四国勤労病院が活動見学、診療所見学、山労・患者会との討論会など。第三日山労との交流会。第四日まとめの討論、解散の予定である。

高知では四国勤労病院が活動見学、診療所見学、山労・患者会との討論会など。第三日山労との交流会。第四日まとめの討論、解散の予定である。

未だ頭在化していないじん肺などの労災職業病患者の聞き取り、発掘を中心としたものになる。佐賀医大、九大など医学生も例年にも増して積極的にとりくんでおり、九州の夏はいつそう暑くなりそうである。

京都府医大、奈良医大、神生が中心となって、八月中旬の林野労動現場におけるフィールドが準備中である。

呂の組合

大阪市職 港湾局支部 (港区)

関西労働者安全センターに加盟している組合、団体、労働者のみなさま、日々職場で地域で労災職業病闘争をはじめ、平和と民主主義の闘いなどに益々御奮闘の事に対して敬意を表します。

さて、大阪市職労港湾局支部をみなさるに紹介させて頂きます。

安全センターへの加盟は、八九年九月からですが、労災闘争については充分なとりくみができるていないのが現状です。ただ、港という地域の中で、総評港地協をはじめとして、全金、全港湾など固い団結で資本・権力に対し闘っている民間の仲間との共闘・交流を通じるなかで、安全センターの労災認定闘争、針きゅう制限反対の闘いに参加をしてきたことが、加盟をするきっかけとなりました。

私達の職場は大阪港で、地下鉄大阪港駅より西へ徒歩五分、港湾局の六階に組合事務所があります。職域は臨港四区（北花区、港区、大正区、住之江区）にまたがって散在し、約一千三百人の市職、市従の労働者が毎日働いています。労働組合は大阪市職労港湾局支部、大阪市淀港湾支

部の二つがありますが、組織分裂したことによって、組織の統一がなされていません。このことは、從来から中

の支配・介入が強いところです。このことにより、今日の臨港土行革攻撃は闘えない（組合づくり、自治体労

働組合）ことになります。

私達の仕事ですが、大阪港の建設、管理、運営、そして南港における新しい街づくり、遊泳場、野鳥園、漁り園、市民の安全を守るための高潮対策など、たいへん多種多様となっています。それだけに私達の仕事が地域労働者、住民に対しても多くの影響を与え、問題をかかることがあります。行政内闘争の不充満なっていいます。行政内闘争の不充満ともあいまって、多くの問題が

動者を権力の末端機構として再編成しようとする動き一戦争への道をひたすらに走ろうとするものとして、組織の団結を固め反撃していかなければなりません。

安全対策の強化

私達の職場では、他に例をみないほど多くの職種があります。事務職、食事等)

土木、建築、機械、園芸、電交、タピスト、船長、機関長、海技職と様々な職種のちがいがあります。それぞれ作業形態にあわせて仕事をしているところです。また市従職場の一部は、二交替、二四時間で網取り作業もしていますし、大型船の入出港にかかる引船(タグボート)では、早い時は六時出勤、日曜日、祭日、正月も作業をしている職場もあります。

従安全衛生委員会では、①船舶関係

職場のエンジン場での騒音による難聴、②ケーリング(高さ一三m、幅八・五m、長さ二三mのコンクリートの函)製作にともなう高所作業での安全対策、③北港のゴミ処分地作業に伴う従事者の追跡健康診断、④潜水士の特殊健康診断、などを重点に対策会議をもち、安全パトロールの実施と職場での啓蒙活動を強めています。(ラジオ体操、気のゆるみ、

しかし、現在の「公務災害」認定制度が「密室、非民主的、権力的」になつており、認定がたいへん難しい状況です。関係支部、本部とも協力し、制度の抜本改悪にむけたとりくみも重要です。

労働者意識の高揚と 労働者意識の高揚と 臨調一行革攻撃に対し 職場からの反撃を!

労災闘争を組合員の個別事例で当局責任を追及していくようなどりくみは支部ではまだありません。一、二通勤途上災害で患者の松浦診療所への送り込みをしたぐらいでしょう。大阪市という大変拡がりをもつ職場の中では、保母・看護婦の頸腕、腰痛などが多発しているところがあります。

また、民間労働者、地域住民との関わりですが、上屋に港湾労働者の休憩所や便所がなかったり、エプロンの勾配がきつすぎてホールクリフトの転倒事故が発生したり、岸壁、護岸にタラップが充分付いていないことによる事故が発生してきました。

②上屋とは荷物を一杯入れるもの

③道路は自動車が通るもの

◎北港にゴミの山ができるていること
◎ニュートラムやゴミの真空輸送が
具体化していますが、省力化、無
人化の方向は誰に有利となつてい
るのか。

◎港湾の近代化がもたらした港湾労
働者、地域住民への影響。

◎港湾の軍事利用の動向
◎南港の土地利用計画と地域住民と
の関係

など、私達は真しに見なければなら
ないと思つています。

山積する多くの課題がありますが、
関西労働者安全センターとの関わり
の中で、「ほんとうに「働きつけら
れる職場づくり」と「市民による市
民のための港づくり」、港湾行政の
あるべき方向を含め、働く者の立場
に立つた行政を推し進めるべく、き
びしい状況で闘い抜いている民間労
働者、地域住民と共に重ね、
臨調一行革攻撃に抗した職場からの
反撃を目指し、がんばっていきたい
と考えています。

共に頑張りましょう。

夏期力、ノバのお願い

各位におかれましては、諸活動にお忙しい日々をお過
しのことと存じます。

さて、関西労働者安全センターも昨年十周年を迎え、
組織としての基礎を一定固めるとともに、記念事業とし
て（医）南労会、全林野労組との協力で新病院の設立に
向け現在奮闘しております。そして、これら事業を中心
として今後もうひとまわり充実した組織としての発展を
期し、地協等との協力で地域活動強化に取り組んでおり
ます。

しかし、当センターの財政状態は年々改善をみている
とはいえ、まだ安定状態には程遠く、各位の資金援助を
あおがねばならない次第です。

毎年のことでもあり誠に勝手なお願いではありますが、
趣旨御理解の上、夏期カンパへの御協力を訴える次第で
あります。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号（通巻第123号）昭和59年7月10日発行

（毎月一回10日発行）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28